

品川区コンプライアンス推進委員会設置要綱

制定 令和7年6月23日 区長決定
要綱第157号

(設置)

第1条 品川区におけるコンプライアンスの取組みを全庁的に推進するため、品川区コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 法令はもとより、組織で決定された方針やルールのほか、社会規範を遵守し、誠実に公正かつ適正に職務を遂行し、説明責任を果たすことにより、区民の信頼に答えていくことをいう。
- (2) 監察 品川区服務監察規程（平成13年品川区訓令第2号。以下「規程」という。）第4条各号に掲げる監察（規程第9条第2項の規定に基づく監察を除く。）をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする

- (1) コンプライアンス推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) コンプライアンス推進に係る当該年度の取組みに関すること。
- (3) 監察の実施に係る調整、結果の共有および課題の検討に関すること。
- (4) 前年度における事件・事故および各種通報事案の発生状況に関すること。
- (5) その他コンプライアンスの推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長室を担任する副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、区長室長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる部長の職にある者をもって充てる。

(運営)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聴くことができる。

4 委員会は、第1項の規定にかかわらず、委員長が認める場合には、参集以外の方法で開催することができる。

(コンプライアンス推進部会)

第6条 委員長は、委員会における検討に必要な事項について調査および検討するため、品川区コンプライアンス推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、別表第2に掲げる者のうちから委員長が指名した者をもって構成し、コンプライアンス推進部会長（以下「部会長」という。）は総務課コンプライアンス推進担当課長の職にある者をもって充てる。

3 部会は、部会長が必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

4 部会長は、必要があるときは、部会の構成員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聴くことができる。

5 部会は、第3項の規定にかかわらず、部会長が認める場合には、参集以外の方法で開催することができる。

(庶務)

第7条 委員会および部会の庶務は、区長室総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

別表第1（第4条関係）

企画経営部長、地域振興部長、文化観光スポーツ振興部長、子ども未来部長、品川区児童相談所長、福祉部長、健康推進部長、品川区保健所長、都市環境部長、防災まちづくり部長、会計管理室長、教育委員会事務局教育次長、区議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長

別表第2（第6条関係）

デジタル推進課長、経理課長、総務課長、戦略広報課長、人権・ジェンダー平等推進課長、人事課長、会計管理室会計管理係長、庶務課長